

令和3年（2021年）

第4回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4718

第1版 2021.11.22 調製

令和3年(2021年)第4回町田市議会定例会日程一覧表

※11月22日(月)告示 議案配付 議会運営委員会

※11月24日(水)正午 一般質問通告締切

※11月24日(水)午後2時～午後5時

11月25日(木)午前10時～午後5時 □ 一般質問打ち合わせ

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
11	29	月	本 会 議 議会運営委員会	報告第 6 号 ————— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 第 9 3 号議案～第 1 0 8 号議案 — 提案理由説明	請願・陳情受付締切 午後 5 時
	30	火	議案説明会 全員協議会		
12	1	水	議案調査		
	2	木	本 会 議 議会運営委員会	一般質問	質疑通告締切 午後零時 5 0 分
	3	金	本 会 議	一般質問	
	4	⊕			
	5	⊕			
	6	月	本 会 議	一般質問	
	7	火	本 会 議	一般質問	
	8	水	本 会 議	一般質問	
	9	木	本 会 議 議会運営委員会	第 9 7 号議案～第 1 0 7 号議案 □ ————— 質疑 — 付託 第 9 3 号議案～第 9 6 号議案 □ 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時 5 0 分
	10	金	常任委員会	文教社会・建設	
	11	⊕			
	12	⊕			
	13	月	常任委員会	総務・健康福祉	
	14	火	常任委員会	常任委員会予備日	
	15	水	議事整理		委員会提出議案提出締切 午後零時 5 0 分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時 5 0 分
	16	木	議事整理		
	17	金	議事整理		
	18	⊕			
	19	⊕			
	20	月	議事整理		
	21	火	議事整理		
	22	水	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 ————— 質疑 — 表決 第 1 0 8 号議案 ————— 質疑 — 表決 議員提出議案 ————— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 請願及び陳情の付託報告	

令和3年第4回定例会は、11月29日（月）に招集され、12月22日（水）までの24日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算4件、条例9件、その他が4件となっています。

予算案は、令和3年度（2021年度）町田市一般会計補正予算（第6号）などが上程されています。条例案は、町田市障がい者福祉センター条例を廃止する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

◆ 議案の内容 ◆

第93号議案 令和3年度（2021年度）町田市一般会計補正予算（第6号）

第94号議案 令和3年度（2021年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

第95号議案 令和3年度（2021年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第3号）

第96号議案 令和3年度（2021年度）町田市病院事業会計補正予算（第1号）

第97号議案 町田市障がい者福祉センター条例を廃止する条例

※ひかり療育園の事業について、運営体制を民営化等へ移行することに伴い、廃止をするものです。

第98号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

※健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額について、所要の改正をするものです。

第99号議案 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

※小山田子どもクラブの開設の延期に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第100号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

※内閣府令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第101号議案 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

※厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第102号議案 町田市市民農園条例の一部を改正する条例

※町田市忠生市民農園を閉園することに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第103号議案 町田市住みよい街づくり条例

※町田市都市づくりのマスタープランの策定に伴い、地区の特性を活かした個性ある街づくりを推進するため、町田市住みよい街づくり条例の全部を改正するものです。

第104号議案 町田市下水道条例の一部を改正する条例

※地方自治法の改正に伴い、下水道使用料の徴収に関する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第105号議案 町田市立図書館条例の一部を改正する条例

※町田市立鶴川駅前図書館の開館時間及び休館日を変更するため、所要の改正をするものです。

第106号議案 (仮称)成瀬鞍掛スポーツ施設整備工事請負契約の変更契約

※同一敷地内で施工する成瀬鞍掛スポーツ施設休憩所建築工事の着工時期が遅れたことにより本工事に影響が生じるため、工期の変更契約を締結するものです。

第107号議案 町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業に関する施設整備工事請負契約の変更契約

※町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業に関する施設整備工事請負契約において、既存工場棟の外壁に含まれる石綿除去の追加に伴い、契約金額を増額する変更契約を締結するものです。

第108号議案 市有財産の無償譲渡について

※市有財産であるひかり療育園の園舎及び倉庫について、当該園舎等を活用して生活介護事業を引き継ぐ社会福祉法人に無償で譲渡するものです。

【報告承認案件】

報告第6号 令和3年度(2021年度)町田市一般会計補正予算(専決第1号)の専決処分の承認を求めることについて

令和3年度（2021年度）

12月補正予算

1 2月補正予算の概要

12月補正予算では、国から新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の体制確保の要請を受け、速やかに接種に向けた体制を確保し、新型コロナウイルスワクチン接種を実施します。

また、市内における新型コロナウイルス等の感染拡大防止を目的として、高齢者施設等に対し、東京都の制度を活用し、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備などに係る費用の一部を補助します。

さらに、「デジタルデバイド」の解消に向けた取り組みとして、図書館にWi-Fi環境を整備し、デジタルサービスへの理解を深めるための講座を実施します。

その他、ふるさと納税について、2021年11月から新たな寄附の使い途を追加したことから、寄附金等を増額します。

一般会計	27億5,087万9千円
特別会計	△6,164万2千円
計	26億8,923万7千円

一般会計補正予算の主な内容

1 新型コロナウイルス感染症対策事業

- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業 20億5,496万円
- ・高齢者施設等感染症対策事業 8,466万円

2 生涯にわたって学び、成長できるまちのために

- ・デジタルデバイド対応促進事業（図書館サービス利用支援）
172万円

3 その他

- ・ふるさと納税促進事業 1億4,101万円

特別会計の補正額

- ・介護保険事業会計 △6,164万円

2021年度12月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前の額		補 正 額	計		
			構成比(%)			構成比(%)	
一 般 会 計		181,607,431	58.5	2,750,879	184,358,310	58.9	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	41,770,223	13.5	0	41,770,223	13.3	
	介 護 保 険 事 業 会 計	38,103,602	12.3	△ 61,642	38,041,960	12.2	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	12,157,134	3.9	0	12,157,134	3.9	
	鶴 川 駅 南 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	108,838	0.0	0	108,838	0.0	
	下 水 道 事 業 会 計	18,726,233	6.0	0	18,726,233	6.0	
	収 益 的	12,792,046	4.1	0	12,792,046	4.1	
	資 本 的	5,934,187	1.9	0	5,934,187	1.9	
	病 院 事 業 会 計	17,863,071	5.8	0	17,863,071	5.7	
	収 益 的	14,945,945	4.8	0	14,945,945	4.8	
	資 本 的	2,917,126	1.0	0	2,917,126	0.9	
	小 計	128,729,101	41.5	△ 61,642	128,667,459	41.1	
	合 計		310,336,532	100.0	2,689,237	313,025,769	100.0

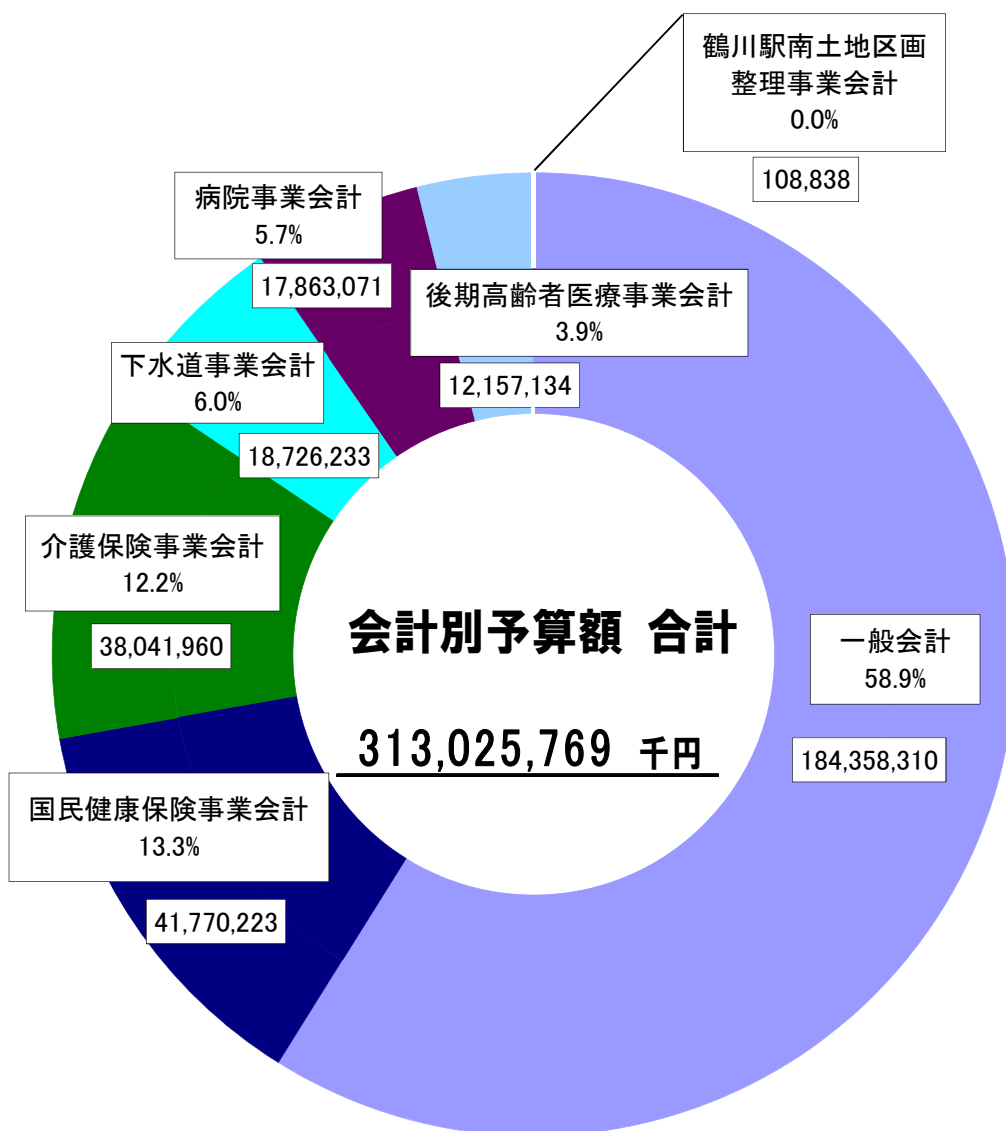
【概要】

- 一般会計の補正額は27億5,087万9千円で、補正後の全会計予算総額3,130億2,576万9千円に対する一般会計の構成比は58.9%です。
- 国民健康保険事業会計の補正額は0千円で、財源構成の変更に伴う補正です。
- 介護保険事業会計の補正額は6,164万2千円で、主に認定調査等事務費の減額に伴う補正です。

2021年度 会計別予算構成

<12月補正後>

(単位:千円)



2021年度12月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
	額	構成比(%)		額	構成比(%)
1. 市 税	63,619,570	35.0	—	63,619,570	34.5
2. 地 方 譲 与 税	700,001	0.4	—	700,001	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	92,000	0.0	—	92,000	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	470,000	0.3	—	470,000	0.3
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	511,000	0.3	—	511,000	0.3
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	506,000	0.3	—	506,000	0.3
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	8,615,000	4.7	—	8,615,000	4.7
8. ゴルフ場利用税交付金	34,000	0.0	—	34,000	0.0
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	167,000	0.1	—	167,000	0.1
10. 地 方 特 例 交 付 金	2,184,000	1.2	—	2,184,000	1.2
11. 地 方 交 付 税	2,539,559	1.4	—	2,539,559	1.4
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	48,000	0.0	—	48,000	0.0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	715,005	0.4	1,138	716,143	0.4
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,488,724	1.9	5,376	3,494,100	1.9
15. 国 庫 支 出 金	37,816,134	20.8	2,456,110	40,272,244	21.8
16. 都 支 出 金	23,567,785	13.0	169,495	23,737,280	12.9
17. 財 産 収 入	1,746,460	1.0	—	1,746,460	0.9
18. 寄 附 金	111,725	0.1	101,484	213,209	0.1
19. 繰 入 金	6,100,405	3.4	—	6,100,405	3.3
20. 繰 越 金	4,165,227	2.3	—	4,165,227	2.3
21. 諸 収 入	2,832,836	1.5	17,276	2,850,112	1.5
22. 市 債	21,577,000	11.9	—	21,577,000	11.7
歳 入 合 計	181,607,431	100.0	2,750,879	184,358,310	100.0

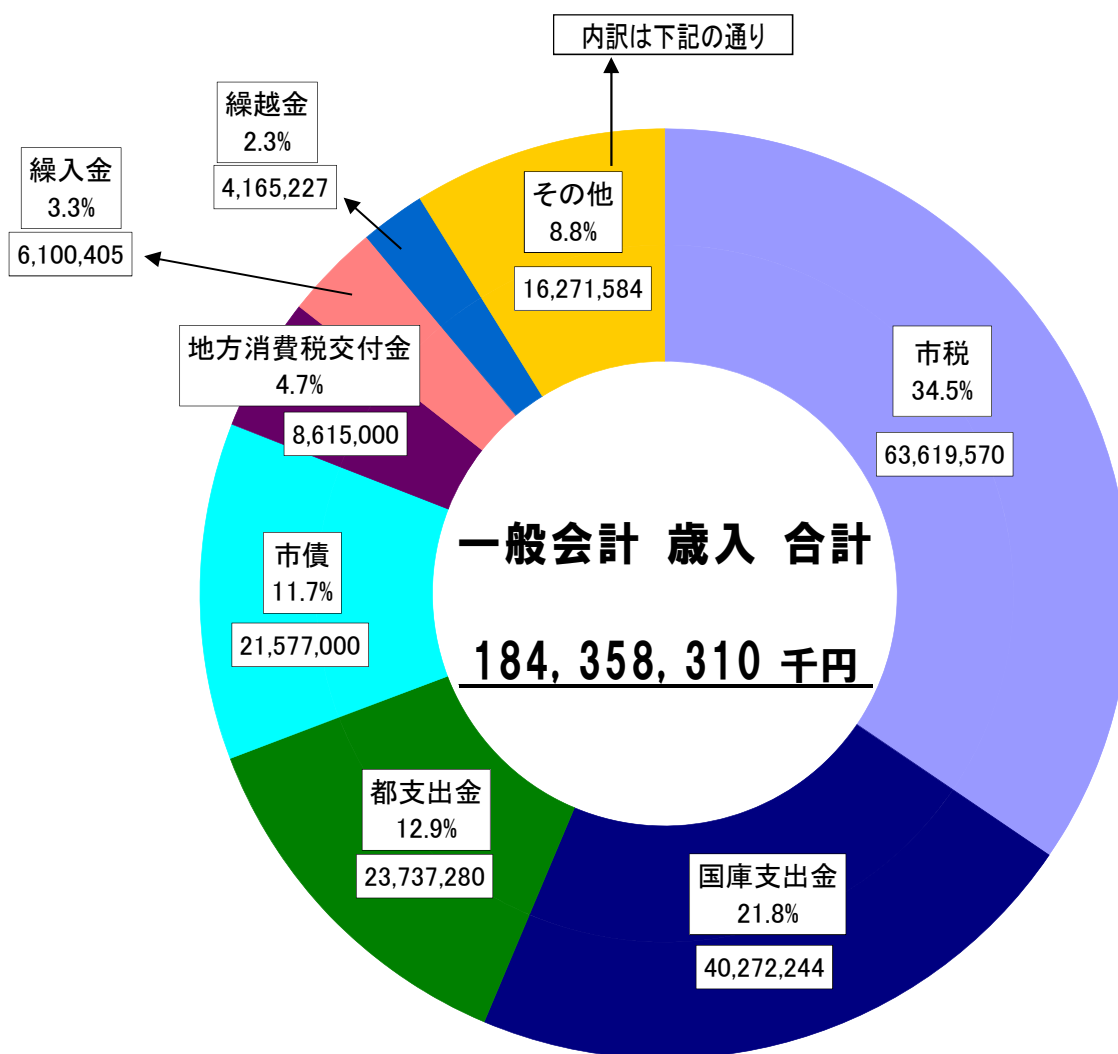
【概要】

12月補正予算の主なもの	
○款13.分担金及び負担金	予防接種費他市負担金(1百万円)
○款14.使用料及び手数料	住民票等証明手数料(3百万円)、印鑑証明手数料(2百万円)
○款15.国庫支出金	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金(10.9億円)、 感染症対策費負担金(9.6億円)、生活保護費負担金(5.2億円)、 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(△1.9億円)
○款16.都支出金	生活保護費負担金(1.4億円)、 感染症対策設備整備推進事業費補助金(0.8億円)、 東京都生活応援事業費補助金(△0.5億円)
○款18.寄附金	指定寄附金(1.0億円)
○款21.諸収入	土砂搬入収入(0.2億円)

2021年度 一般会計 歳入予算内訳

<12月補正後>

(単位:千円)



その他 内訳

使用料及び手数料	3,494,100	法人事業税交付金	506,000
諸収入	2,850,112	配当割交付金	470,000
地方交付税	2,539,559	寄附金	213,209
地方特例交付金	2,184,000	環境性能割交付金	167,000
財産収入	1,746,460	利子割交付金	92,000
分担金及び負担金	716,143	交通安全対策特別交付金	48,000
地方譲与税	700,001	ゴルフ場利用税交付金	34,000
株式等譲渡所得割交付金	511,000		

2021年度12月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				一般財源
				特 定 財 源				
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	642,586 (0.4%)	△ 11,700	630,886 (0.3%)	—	—	—	—	△ 11,700
2. 総務費	21,101,698 (11.6%)	298,861	21,400,559 (11.6%)	11,720	—	—	106,860	180,281
3. 民生費	83,928,098 (46.2%)	450,967	84,379,065 (45.8%)	549,448	238,664	—	△ 241	△ 336,904
4. 衛生費	29,075,685 (16.0%)	2,340,634	31,416,319 (17.0%)	2,087,078	—	—	18,655	234,901
5. 労働費	39,427 (0.0%)	△ 5,800	33,627 (0.0%)	—	—	—	—	△ 5,800
6. 農林費	357,325 (0.2%)	△ 13,600	343,725 (0.2%)	—	—	—	—	△ 13,600
7. 商工費	2,395,888 (1.3%)	△ 274,053	2,121,835 (1.1%)	△ 192,136	△ 67,434	—	—	△ 14,483
8. 土木費	10,796,130 (5.9%)	△ 9,480	10,786,650 (5.9%)	—	—	—	—	△ 9,480
9. 消防費	4,895,406 (2.7%)	15,369	4,910,775 (2.7%)	—	—	—	—	15,369
10. 教育費	17,547,162 (9.7%)	△ 40,319	17,506,843 (9.5%)	—	△ 1,735	—	—	△ 38,584
11. 災害復旧費	6 (0.0%)	—	6 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	10,678,020 (5.9%)	—	10,678,020 (5.8%)	—	—	—	—	—
13. 予備費	150,000 (0.1%)	—	150,000 (0.1%)	—	—	—	—	—
歳出合計	181,607,431 (100.0%)	2,750,879	184,358,310 (100.0%)	2,456,110	169,495	0	125,274	0

【概要】

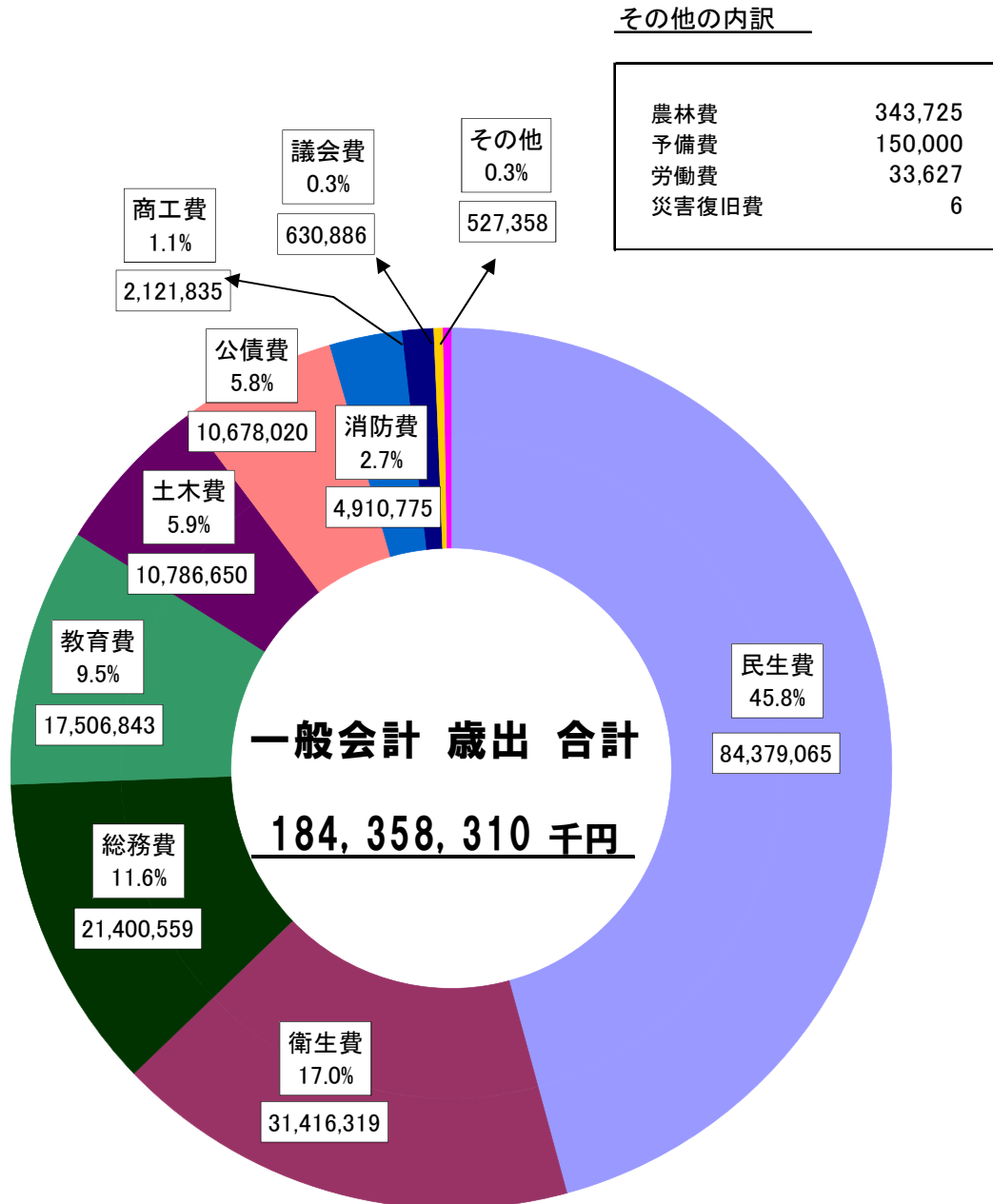
12月補正予算の主なもの

- 款2.総務費 財政調整基金積立金(2.7億円)、福祉系システム整備委託料(△0.2億円)
- 款3.民生費 生活保護費(6.9億円)、国・都支出金返還金(1.3億円)、
感染症対策設備整備推進事業補助金(0.8億円)、国民健康保険事業会計繰出金(△4.8億円)
- 款4.衛生費 新型コロナウイルスワクチン接種委託料(17.7億円)、集団接種施設使用料(1.0億円)、
予防接種委託料(1.5億円)、最終処分場覆土工事費(0.6億円)
- 款7.商工費 プレミアムポイント事業業務委託料(△1.3億円)、中小企業者家賃補助金(△1.1億円)
- 款9.消防費 常備消防都委託料(0.1億円)
- 款10.教育費 東京2020オリンピック・パラリンピック等国際大会推進業務委託料(△0.3億円)
- 債務負担行為補正の内容(期間/限度額/総事業費)
追加: 忠生スポーツ公園整備事業(最終処分場覆土工事)(2021~2022年度/0.8億円/1.4億円)
高齢者住宅管理運営事業(2021~2022年度/0.3億円/0.3億円)

2021年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<12月補正後>

(単位:千円)



2021年度12月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額		補正額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
義 務 的 経 費	人 件 費	23,323,804	12.8	△ 100	23,323,704	12.6
	職 員 給 与 費	22,514,844	12.4	0	22,514,844	12.2
	特別職給与費等	808,960	0.4	△ 100	808,860	0.4
	扶 助 費	54,100,455	29.8	813,031	54,913,486	29.8
	公 債 費	10,678,019	5.9	—	10,678,019	5.8
	計	88,102,278	48.5	812,931	88,915,209	48.2
投 資 的 経 費		26,158,385	14.4	56,056	26,214,441	14.2
そ の 他 経 費	物 件 費	26,788,288	14.8	1,953,316	28,741,604	15.6
	維 持 補 修 費	814,700	0.4	—	814,700	0.4
	補 助 費 等	14,892,212	8.2	84,283	14,976,495	8.1
	繰 出 金	19,426,292	10.7	△ 528,120	18,898,172	10.3
	出 資 金 ・ 貸 付 金	101	0.0	—	101	0.0
	積 立 金	5,275,175	2.9	372,413	5,647,588	3.1
	予 備 費	150,000	0.1	—	150,000	0.1
	計	67,346,768	37.1	1,881,892	69,228,660	37.6
歳 出 合 計		181,607,431	100.0	2,750,879	184,358,310	100.0

【概要】

12月補正予算の主なもの

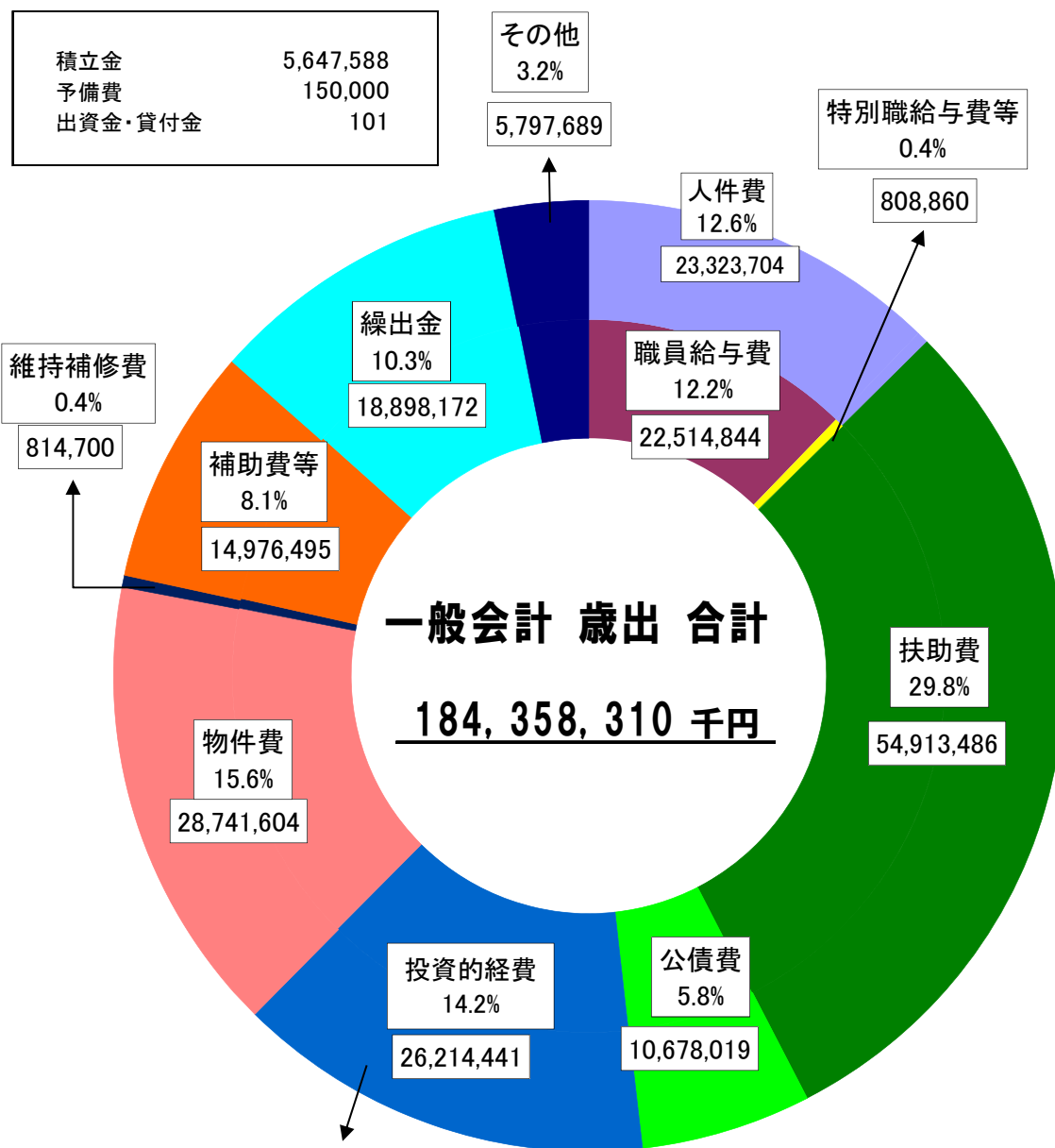
- 扶助費 生活保護費(6.9億円)、地域型保育給付費(0.7億円)
- 投資的経費 最終処分場覆土工事費(0.6億円)
- 物件費 新型コロナウイルスワクチン接種委託料(17.7億円)、集団接種施設使用料(1.0億円)、
予防接種委託料(1.5億円)
- 補助費等 国・都支出金返還金(1.3億円)、高齢者施設等感染症対策設備整備推進事業補助金(0.8億円)、
中小企業者家賃補助金(△1.1億円)、商店街チャレンジ戦略支援事業補助金(△0.2億円)
- 繰出金 国民健康保険事業会計繰出金(△4.8億円)、介護保険事業会計繰出金(△0.5億円)
- 積立金 財政調整基金積立金(2.7億円)、まちだ未来づくり基金積立金(1.0億円)

2021年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<12月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)



積立金	5,647,588
予備費	150,000
出資金・貸付金	101

投資的経費 内訳

総務費	861,360	土木費	2,955,664
民生費	574,756	消防費	5,364
衛生費	15,511,274	教育費	6,278,021
農林費	27,996	災害復旧費	6
商工費	0		


議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 97 号議案 町田市障がい者福祉センター条例を廃止する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 ひかり療育園の事業について、運営体制を民営化等へ移行することに伴い、廃止をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町田市障がい者福祉センター条例を廃止します。 ○ 2022 年 4 月 1 日から施行します。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本条例は、ひかり療育園が開園した 1980 年(昭和 55 年)に「町田市ひかり療育園条例」として制定され、1991 年(平成 3 年)に「町田市障がい者福祉センター条例」へ名称が変更されました。 ○ 2006 年に障害者自立支援法が施行され、2013 年には障害者総合支援法に改正されるなど、障がい者関連制度の整備が進み、障害福祉サービスを提供する民間事業者が増加するとともに、利用者のニーズも多様化してきています。 ○ これらの社会変化に対して、2017 年度から 2018 年度にかけて、外部有識者による「町田市ひかり療育園あり方検討会」において事業のあり方を検討し、2019 年に民営化等の方針を決定・公表しました。 ○ 2022 年 4 月の運営体制移行に向けて、公募型プロポーザルを実施し、生活介護事業について、運営事業者を選定しました。 <p>[選定した事業者] 東京都町田市山崎町 1214 番地 1 社会福祉法人 まちだ育成会 理事長 齊藤 喬</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>地域福祉部 ひかり療育園長 金子</p>	<p>電話</p>	<p>794-0730</p>

議案概要

議案名	第98号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例														
<p>【議案提出の目的】</p>															
<p>健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額について、所要の改正をするものです。</p>															
<p>【議案の内容】</p>															
<p>○ 出産育児一時金の支給額を「40万4,000円」から「40万8,000円」に改めます。</p>															
<p>○ 2022年1月1日から施行します。</p>															
<p>【関係法令】</p>															
<p>○ 国民健康保険法第58条</p>															
<p>○ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第222号)</p>															
<p>【経緯】</p>															
<p>○ 出産育児一時金として支給される総額(42万円)のうち、産科医療補償制度^{※1}の掛金^{※2}が「1万6,000円」から「1万2,000円」に引き下げられることとなりました。</p>															
<p>※1 産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子さまとご家族の経済的負担を速やかに補償すること等を目的とした制度です。</p>															
<p>※2 産科医療補償制度掛金分の支給については、町田市規則で規定しているため、本条例の改正にあわせて「1万6,000円」から「1万2,000円」へ改正をする予定です。</p>															
<p>○ 出産育児一時金の支給総額については、少子化対策としての重要性から、国の審議会において、従前どおり42万円を維持すべきものとされました。</p>															
<p>[参考]</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th><改正前></th> <th><改正後></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出産育児一時金 支給総額</td> <td>42万円</td> <td>42万円</td> </tr> <tr> <td>うち出産育児一時金分</td> <td>40万4,000円</td> <td>40万8,000円</td> </tr> <tr> <td>うち産科医療補償制度掛金分</td> <td>1万6,000円</td> <td>1万2,000円</td> </tr> </tbody> </table>					<改正前>	<改正後>	出産育児一時金 支給総額	42万円	42万円	うち出産育児一時金分	40万4,000円	40万8,000円	うち産科医療補償制度掛金分	1万6,000円	1万2,000円
	<改正前>	<改正後>													
出産育児一時金 支給総額	42万円	42万円													
うち出産育児一時金分	40万4,000円	40万8,000円													
うち産科医療補償制度掛金分	1万6,000円	1万2,000円													
問合せ先	いきいき生活部 保険年金課長 田中	電話	724-4027												

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第99号議案 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 小山田子どもクラブの開設の延期に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例（令和2年12月町田市条例第44号）の施行期日を1年6月延長します。</p> <p>[施行期日]</p> <p><改正前> 公布の日（2020年12月28日）から起算して<u>1年6月</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。</p>  <p><改正後> 公布の日（2020年12月28日）から起算して<u>3年</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。</p> <p>○ 公布の日から施行します。</p> <p>【経緯】</p> <p>○ 小山田子どもクラブについては、当初、2022年3月の開設を予定していましたが、世界的な木材の価格高騰及び供給不足（第3次ウッドショック）の影響から、入札参加者がなく、延期することとなりました。</p> <p>○ 小山田子どもクラブは、2023年度上半期の開設を予定しています。</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>子ども生活部 児童青少年課長 早出</p>	<p>電話</p>	<p>724-4097</p>

議案概要

議案名	第100号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 内閣府令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 利用者の利便向上や事業者の業務負担軽減のため、「特定教育・保育施設」や「特定地域型保育事業者」が、これまで書面で行っていた記録等について、電磁的記録による対応も可能とするものです。○ 公布の日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）			
問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課長 大坪	電話	724-2138

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第101号議案 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の利便向上や事業者の業務負担軽減のため、家庭的保育事業者等が、これまで書面で行っていた記録等について、電磁的記録による対応も可能とするものです。 ○ 公布の日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第55号)第16条) 			
<p>問合せ先</p>	<p>子ども生活部 子育て推進課長 市川</p>	<p>電話</p>	<p>724-4467</p>

議案概要

議案名	第102号議案 町田市市民農園条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 町田市忠生市民農園を閉園することに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 別表から町田市忠生市民農園の項を削ります。○ 2022年2月1日から施行します。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市民農園は、農地所有者との使用貸借契約により事業を実施しています。○ 2021年8月に、忠生市民農園の農地所有者から当該農地について、返還の申し出がありました。○ このため、2022年1月31日をもって閉園し、使用貸借契約に基づき、原状復帰をした上で、農地所有者へ2022年2月28日に返還する予定です。			
問合せ先	経済観光部 農業振興課長 粕川	電話	724-2166

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第103号議案 町田市住みよい街づくり条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 町田市都市づくりのマスタープランの策定に伴い、地区の特性を活かした個性ある街づくりを推進するため、町田市住みよい街づくり条例の全部を改正するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ <街づくり活動の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「街づくりプロジェクト^{※1}」や「まちビジョン^{※2}の作成」に関して、街づくりアドバイザーを派遣するなどの支援体制を整えます。 <p>※1「街づくりプロジェクト」とは、市民が取り組む地域資源を活用した「地区の魅力を高める活動」をいいます。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家や空き店舗を活用したコミュニティづくり ・新たなモビリティを活用した高齢者等の買い物支援 ・公園を活用した地産地消のマルシェ <p>※2「まちビジョン」とは、市民と市の協働で策定する「地区の将来像」をいい、名称、区域、目標、方針等の項目で構成されます。</p> <p>○ <早期周知による街づくり^{※3}></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5,000平方メートル以上の大規模土地の取引について、取引前に土地の売主から市への届出の義務付けを加えます。 ・また、1ヘクタール以上の開発行為等について、「市民と事業者」との協議のほか、「市と事業者」との協議を加えます。 <p>※3 現行条例の「早期周知による街づくり」では、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①1ヘクタール以上の開発行為 ②延べ床面積3,000平方メートル以上の建築行為 ③戸数50戸を超える集合住宅に係る建築行為 <p>について、市への届出を義務付けており、事業者は、標識の設置、説明会の開催のほか、必要に応じて「市民と事業者」の協議を行うこととなっています。</p> <p>○ 2022年4月1日から施行します。ただし、<早期周知による街づくり>の規定は、2023年4月1日から施行します。</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 地区街づくり課長 荒木</p>	<p>電話</p>	<p>724-4267</p>

議案概要

議案名	第104号議案 町田市下水道条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 地方自治法の改正に伴い、下水道使用料の徴収に関する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 下水道使用料の納付方法に係る規定について、地方自治法の引用条項を改めます。<ul style="list-style-type: none">・ 「第231条の2第6項」 → 「第231条の2の3第1項」○ 2022年1月4日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方自治法の一部改正(地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第6条) <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 社会全体のデジタル化を推進するため、地方公共団体の歳入等について、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができるように、地方自治法の規定が整備されました。(2022年1月4日施行)○ これまでも、総務省通知により、スマートフォンアプリ等を利用した決済は可能であったため、今回の改正による利用者への影響はありません。			
問合せ先	下水道部 下水道経営総務課長 今國	電話	724-4279

議案概要

議案名	第105号議案 町田市立図書館条例の一部を改正する条例
-----	-----------------------------

【議案提出の目的】

町田市立鶴川駅前図書館の開館時間及び休館日を変更するため、所要の改正をします。

【議案の内容】

○ 町田市立鶴川駅前図書館の開館時間を拡大し、休館日を縮小します。

区分	<改正前>	➔	<改正後>
休館日	1月1日から1月4日まで 12月29日から12月31日まで <u>毎週月曜日</u> （休日の場合開館） <u>毎月第2木曜日</u>	➔	1月1日から1月4日まで 12月29日から12月31日まで <u>毎月第1第3月曜日</u> （休日の場合開館）
開館時間	火・水・金（休日を除く。） <u>10時から20時まで</u>		<u>月・火・水・木・金</u> （休日を除く。） <u>9時30分から20時まで</u>
	木・土・日・休日 <u>10時から17時まで</u>		土・日・休日 <u>9時30分から18時まで</u>

○ 2022年4月1日から施行します。

【経緯】

○ 指定管理者制度の導入に伴い、令和3年(2021年)第1回定例会において、町田市立図書館設置条例を全部改正し、2021年4月1日から本条例が施行されました。

○ 令和3年(2021年)第3回定例会において、久美堂・ヴィアックス共同事業体が町田市立鶴川駅前図書館（図書館運営業務に限る。）の指定管理者に指定されました。

問合せ先	生涯学習部 図書館長 中嶋	電話	728-8220
------	---------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第106号議案 (仮称)成瀬鞍掛スポーツ施設整備工事請負契約の変更契約</p>		
<p>【議案提出の目的】 同一敷地内で施工する成瀬鞍掛スポーツ施設休憩所建築工事の着工時期が遅れたことにより本工事に影響が生じるため、工期の変更契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 履行期限の変更 ・ 履行期限について 2022年3月16日を2022年3月31日に変更する。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第5号(契約の締結) ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項(議決に付すべき契約の基準) ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条(議決に付すべき契約)</p> <p>【契約の概要】 ○ 契約目的 (仮称)成瀬鞍掛スポーツ施設整備工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 364,804,110円 ○ 契約相手方 東京都町田市相原町1251番地 土屋企業株式会社 代表取締役 土屋 蕃 ○ 工 期 変更前の工期 2021年6月30日から2022年3月16日まで 変更後の工期 2021年6月30日から2022年3月31日まで</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新 (事業内容) 文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 高梨</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-4398 724-4036</p>

議案概要

議案名	第107号議案 町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業 に関する施設整備工事請負契約の変更契約																																																													
<p>【議案提出の目的】 町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事請負契約において、既存工場棟の外壁に含まれる石綿除去の追加に伴い、契約金額を増額する変更契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 契約金額の変更 ・ 契約金額を 31,094,542,000 円から 31,251,798,000 円に変更する。（157,256,000 円増） 今回が第7回目の変更となり、第6回目の変更と合わせて1億7,000万円を超える増額となるため議案提出するものです。</p> <p><変更契約の経過></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 30%;">契約金額</th> <th style="width: 30%;">変更額（累計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6回変更（今定例会にて専決処分報告）</td> <td>31,094,542,000 円（121,726,000 円増）</td> <td>121,726,000 円</td> </tr> <tr> <td>第7回変更（今定例会にて議案上程）</td> <td>31,251,798,000 円（157,256,000 円増）</td> <td>278,982,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</p> <p>【契約の概要】</p> <p>○ 契約目的 町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札（総合評価方式） ○ 契約金額 変更前契約金額 31,094,542,000 円 変更後契約金額 31,251,798,000 円 ○ 契約相手方 東京都港区芝浦三丁目9番1号 株式会社タクマ 東京支社 支社長 丸田 元太 ○ 工 期 2016年12月22日から2024年6月30日まで</p> <p><施設整備のスケジュール></p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 変更契約対象工事 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">2016</th> <th style="width: 10%;">2017</th> <th style="width: 10%;">2018</th> <th style="width: 10%;">2019</th> <th style="width: 10%;">2020</th> <th style="width: 10%;">2021</th> <th style="width: 10%;">2022</th> <th style="width: 10%;">2023</th> <th style="width: 10%;">2024</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計</td> <td></td> <td colspan="2">■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1期工事</td> <td></td> <td colspan="2">■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">2022年1月 熱回収施設等稼働開始</td> </tr> <tr> <td>第2期工事</td> <td></td> <td></td> <td colspan="4">■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3期・第4期工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">■</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">旧管理棟・旧花の家解体工事、造成工事</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">プラント工事、新管理棟建築工事</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">既存工場棟解体工事 ストックヤード棟建築工事 外構工事</div> </div>					契約金額	変更額（累計）	第6回変更（今定例会にて専決処分報告）	31,094,542,000 円（121,726,000 円増）	121,726,000 円	第7回変更（今定例会にて議案上程）	31,251,798,000 円（157,256,000 円増）	278,982,000 円	年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	設計		■								第1期工事		■					2022年1月 熱回収施設等稼働開始			第2期工事			■							第3期・第4期工事							■		
	契約金額	変更額（累計）																																																												
第6回変更（今定例会にて専決処分報告）	31,094,542,000 円（121,726,000 円増）	121,726,000 円																																																												
第7回変更（今定例会にて議案上程）	31,251,798,000 円（157,256,000 円増）	278,982,000 円																																																												
年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024																																																					
設計		■																																																												
第1期工事		■					2022年1月 熱回収施設等稼働開始																																																							
第2期工事			■																																																											
第3期・第4期工事							■																																																							
問合せ先	（契約内容）財務部 契約課長 山本 （工事内容）環境資源部 循環型施設整備課長 田中		電話	724-2523 724-4384																																																										

議案概要

議案名	第 108号議案 市有財産の無償譲渡について		
<p>【議案提出の目的】 市有財産であるひかり療育園の園舎及び倉庫について、当該園舎等を活用して生活介護事業を引き継ぐ社会福祉法人に無償で譲渡するものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
○ 譲渡財産			
所在地	町田市忠生三丁目6番地2		
種類	園舎及び倉庫		
構造	下表のとおり		
延床面積	計 1,531.64 m ² (内訳は下表のとおり)		
建物の種類	園 舎	倉 庫	
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建て	鉄筋コンクリート造 1階建て	
床 面 積	1,512.44 m ²	19.20 m ²	
○ 譲渡の相手方 東京都町田市山崎町 1214 番地 1 社会福祉法人 まちだ育成会 理事長 齊藤 喬			
○ 譲渡の条件 ・現状での譲渡とします。 ・障害福祉サービス事業及び地域福祉の向上に資する事業以外には使用しないこととします。			
○ 譲渡年月日 2022年4月1日			
<p>【議案の法的根拠】</p>			
○ 地方自治法第96条第1項第6号（財産の譲渡）			
○ 地方自治法第237条第2項（財産の管理及び処分）			
<p>【経緯】</p>			
○ 1980年 現在地にひかり療育園を開園			
○ 1991年 園舎建替え工事により、現園舎が完成			
○ 2017年 町田市ひかり療育園あり方検討会を開催し、事業のあり方について検討開始			
○ 2019年 ひかり療育園各事業の運営体制移行に関する方針を公表			
○ 2021年 公募型プロポーザルを実施し、運営事業者を決定			
<p>【参考】</p>			
○ 譲渡財産の所在する土地 (2,719.91 m ²) については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1号の規定に基づき、本件譲渡の相手方へ無償で貸し付けます。			
○ 事業用の備品類については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第6条第1号の規定に基づき、本件譲渡の相手方へ無償で譲渡します。			
問合せ先	地域福祉部	ひかり療育園長	金子
	電話	794-0730	



この冊子は、250部作成し、1部あたりの単価は138円です（職員人件費を含みます）。